

石垣市長 中山 義隆 殿

同意書

私が加害者（ ）に対して有する損害賠償請求権は、法令により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求を行い、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額及びその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、並びに保険者が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

併せて、下記の事項を守ることを誓訳します。

記

- 1 加害者と示談を行おうとする場合は、必ず事前に石垣市にその内容を申出、承諾を得ること。
- 2 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、すみやかに石垣市に届出ること。
- 4 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

年 月 日

届出者（被保険者）

住所

氏名 印